

# 新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの継続（レベル2：オレンジ）

2021年7月1日

6月30日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）の継続と制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました。

●6月30日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）の継続を発表し、夜間外出制限時間の短縮や50人以下のイベント実施を可能にするなど制限措置内容の一部を緩和する旨決定しました（7月7日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

- ・エンターテインメント関連施設（ライブハウス、劇場、映画館など）。
- ・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・共有スペースにおける人の密集（50人以上）を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・不要不急の夜間外出（23時～翌5時）（以前は21時～翌5時）
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

- ・一般商業活動：9時～19時、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・美容室、一般事務職など：9時～20時、月～土、日曜日は営業不可。
- ・スポーツジムなど：6時～21時、月～土、日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター：10時～22時（以前は21時）、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・レストランなど：10時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・軽食堂など：6時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・パン屋など：6時～21時、毎日営業可。日曜日の店舗での飲食は事前予約がある場合のみ可とする。
- ・レセプションなどのイベントを実施するための施設など：9時～23時まで、毎日営業可、ただし、実施可能なイベントは50人規模まで。
- ・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア：6時～21時まで営業可。
- ・屋外民芸品市場、博物館など：9時～21時、毎日営業可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：6時～21時、月～日まで営業可。なお、入店は1世帯1名のみとする。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-melhora-indicadores-e-permite-mais->

[atividades/59575](#)

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話 : 41-3322-4919

－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp